

## 業務委託仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（甲）が、受託者（乙）に委託する福山港 港湾海岸保全工事に係る鞆港湾施設跡大雁木測量業務及び空中写真撮影業務に適用するものである。

(作業基準)

第2条 本業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業務名

福山港 港湾海岸保全工事に係る鞆港湾施設跡大雁木測量業務及び空中写真撮影業務

(業務内容等は別紙1のとおり)

(2) 業務場所

広島県福山市鞆町鞆（別紙2）及び乙の作業所

(3) 履行期間

令和8年4月27日（月）から令和8年9月18日（金）まで

(4) 現地作業実施日

履行期間内で指定した日

(工程表等の提出)

第4条 本業務を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

(1) 作業工程表

(2) 業務着手届（業務完了後は業務完了届）

(3) 現場代理人又は主任技術者通知書

(許可手続き等)

第5条 関係法令等に基づく許可等の手続き等が必要な場合は、乙の責任において行うこと。

2 本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては、乙がその責任を負い、一切の処置を講ずるものとする。

(履行期間中の資料等の保管)

第6条 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

（成果品）

第7条 受注者は、本業務を完了したときは、別紙1に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

（業務委託料の支払い）

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

（本業務完了後の資料等の取扱い）

第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

（疑義の解決）

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

## 鞆港湾施設跡 大雁木測量業務及び空中写真撮影業務内容

### 1 業務概要

- (1) 作業場所 福山市鞆町鞆
- (2) 作業範囲 別添図1のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月27日(月)から令和8年9月18日(金)
- (4) 現地作業実施日 履行期間内で調整(令和8年4月30日(木)頃の予定)

### 2 業務の内容及び方法

本業務について次のとおりとする。

#### (1) 基本的な考え方

「雁木」については、石を横方向に連続して積み上げた構造物という点で、城郭等の石垣と共通点が多いと認められることから、測量の精度は石垣の復旧(修理)を目的とする解体発掘調査時に作成する実測図に準じる。

#### 【参考資料】

- ・文化庁文化財部記念物課(編集・発行)『石垣整備のてびき』平成26年
- ・文化庁文化財部記念物課(編集・発行)『発掘調査のてびきー各種遺構調査編-』平成25年

#### (2) 前提条件

- ア 実測作業は雁木全体を対象として一度に実施する。図化範囲は別添図1参照。
- イ 雁木下段は干潮時以外には水没する。
- ウ 別途業務で、基準点は別添図2のとおり設置されている。
- エ 現地は港湾施設であり、漁業関係者等が船舶の係留等に使用している。

#### (3) 業務内容

- ・対象は、雁木(約600㎡、25段程度)、船繋石5基
- ・内容は、撮影(撮影・検査・対空標識設定等)、図化(数値図化・数値編集・出力等)
- ・港湾内の当該箇所<sup>1</sup>に立地する雁木等について、個々の石材の位置・形状・積み方を客観的に示すことができる精度で測量を実施して図化する。作業効率及び既存図面との合成等の都合上、写真实測にて行うこと。
- ・オルソデータ取得のためにドローンを使用して撮影を行う場合、撮影にあたり関係法令等に基づく許可等の手続きが必要な場合は受注者の責任において行うこと。
- ・計測は雁木の全体を行い、図化する成果は平面図、海側からの見透し立面図(2方向)、断面図(6か所)の3種類とし、断面位置については別途指示する。
- ・雁木全体の近景・遠景等を斜め上や真上から5カット撮影する。(方向については、現地で指示する。)

### 3 留意事項

基準点及び水準点測量は、実施済のため、本業務の対象外とする。

業務着手時には、事前に現地打合せを実施することとし、その費用を見込むこと。

実測図作成については現地作業終了後、速やかに校正図を提出し、埋蔵文化財調査室現地調査員による校正を受けること。ただし、別添図1で示した一部範囲（範囲A及び範囲B）については、令和8年5月21日（木）までに校正図を提出して埋蔵文化財調査室現地調査員による校正を受けること。修正した上で校了とされた図面は成果品として図面作成を行うこと。なお、校正回数は原則として3回とする。

整飾については、次の各号を入力する。

- a 図名及び番号
- b 発注者名及び調査会社名
- c 計測・図化の緒元
- d 公共座標値
- e 縮尺及び方位
- f バースケール
- g 測量年月日

#### 4 成果品

本業務による成果は電子納品を基本とし、その他に次のものも納品すること。

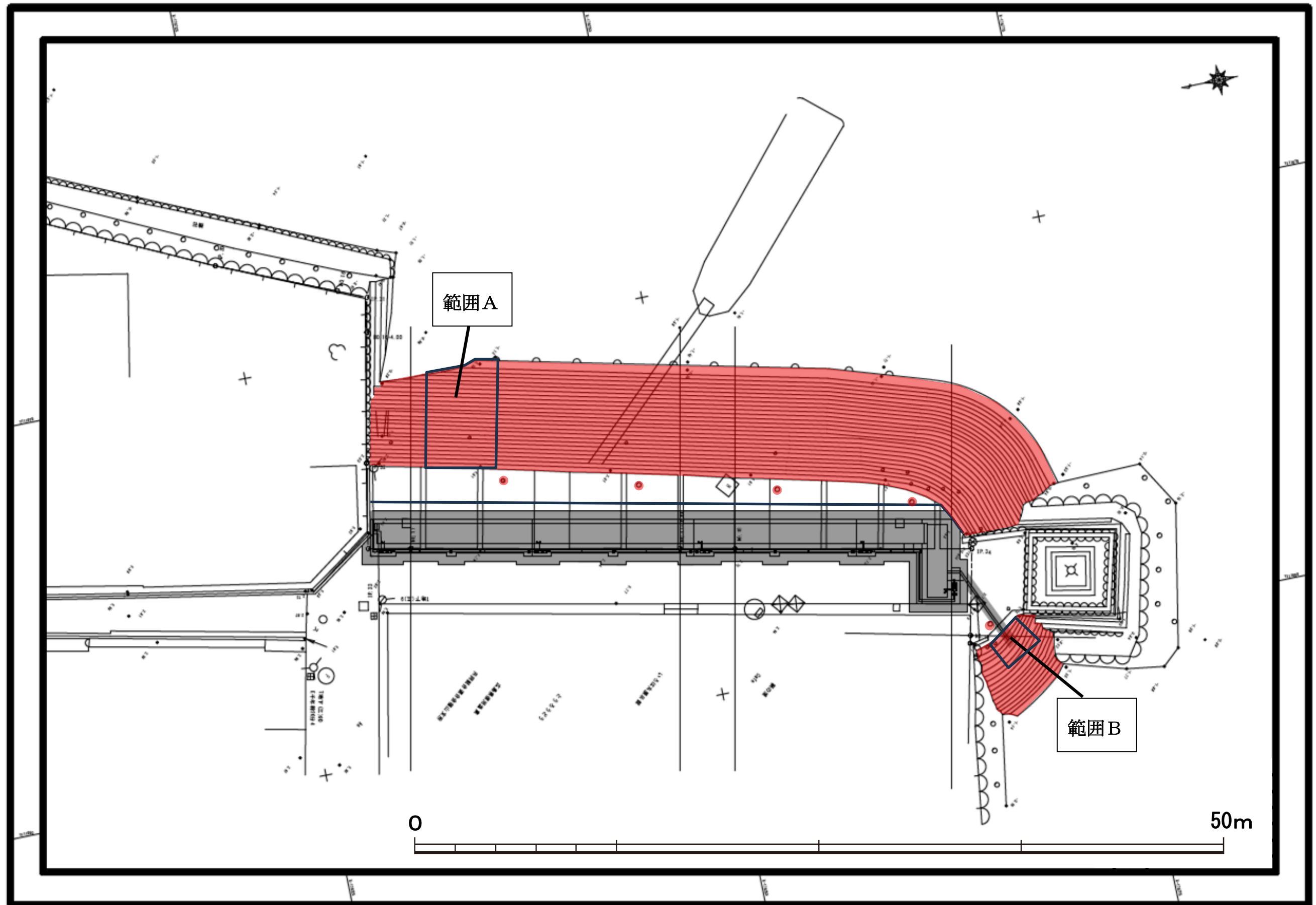
- (1) 平面図（マイラー図） 1/50 一式
- (2) 立面図（マイラー図） 1/50 一式
- (3) 断面図（マイラー図） 1/50 一式
- (4) (1)～(3)のA I（Adobe illustrator）データ 一式
  - ※ illustrator はCMYK モードで作成し、基本の色は黒(C=0, M=0, Y=0, K=100)とし、塗りの表記は、黒(C=0, M=0, Y=0, K=100)のKの数値を変えて濃淡をつけること。
  - ※ 最上段の石材については、個別の石材ごとに輪郭線を完結すること。
- (5) (1)～(3)の出力図 各2部
- (6) 三次元データファイル 一式  
(汎用的なパソコンソフトで開帳できるものとする)  
(LandXML に準拠した形式及びAI データ)
- (7) (1)～(3)作成に際して作成したオルソ画像 一式
- (8) デジタル写真 5カット  
(解像度 2,000dpi 以上、5,400×3,600 ピクセル以上のサイズ)  
(RAW 及び JPEG 形式の画像データ)

#### 5 成果品の権利関係

本業務によって得られた成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なく無断で外部に貸与、使用、公表してはならない。

#### 6 安全対策

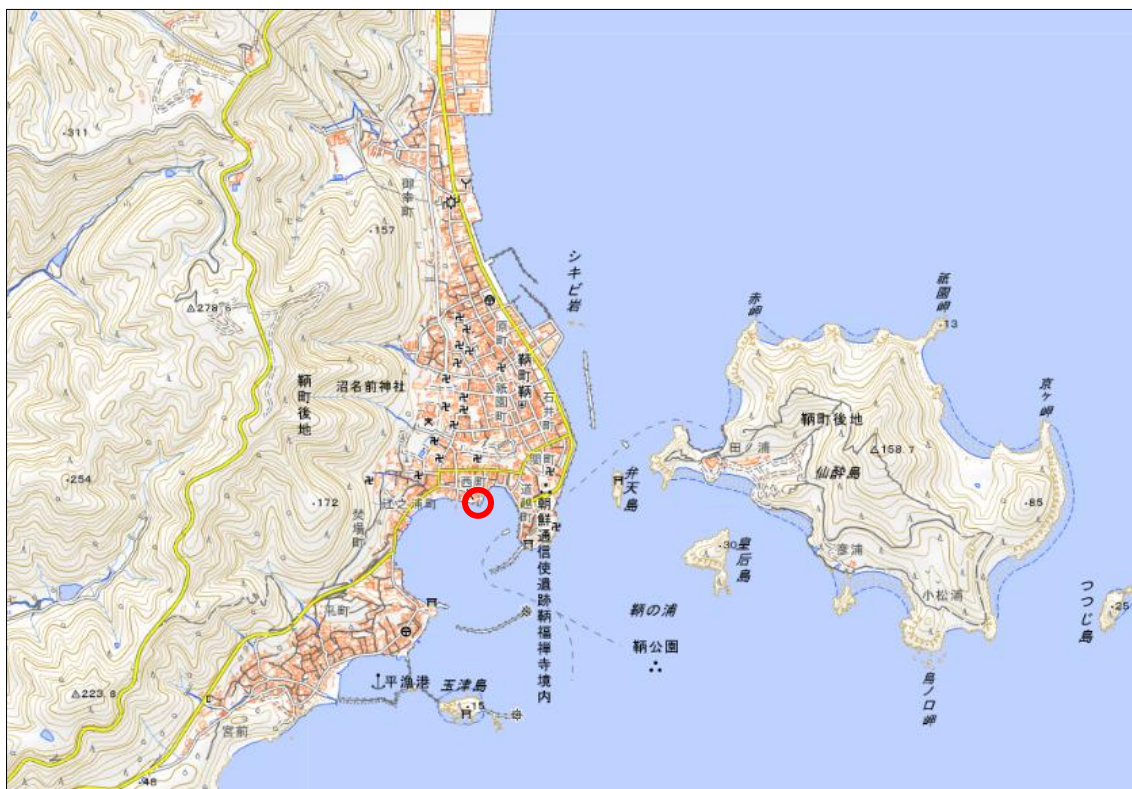
本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては受注者がその責任を負い、一切の処置を講ずるものとする。



赤塗部分 (約 600 m<sup>2</sup>、25 段程度)

作業範囲図 (広島県東部建設事務所提供、一部加筆)





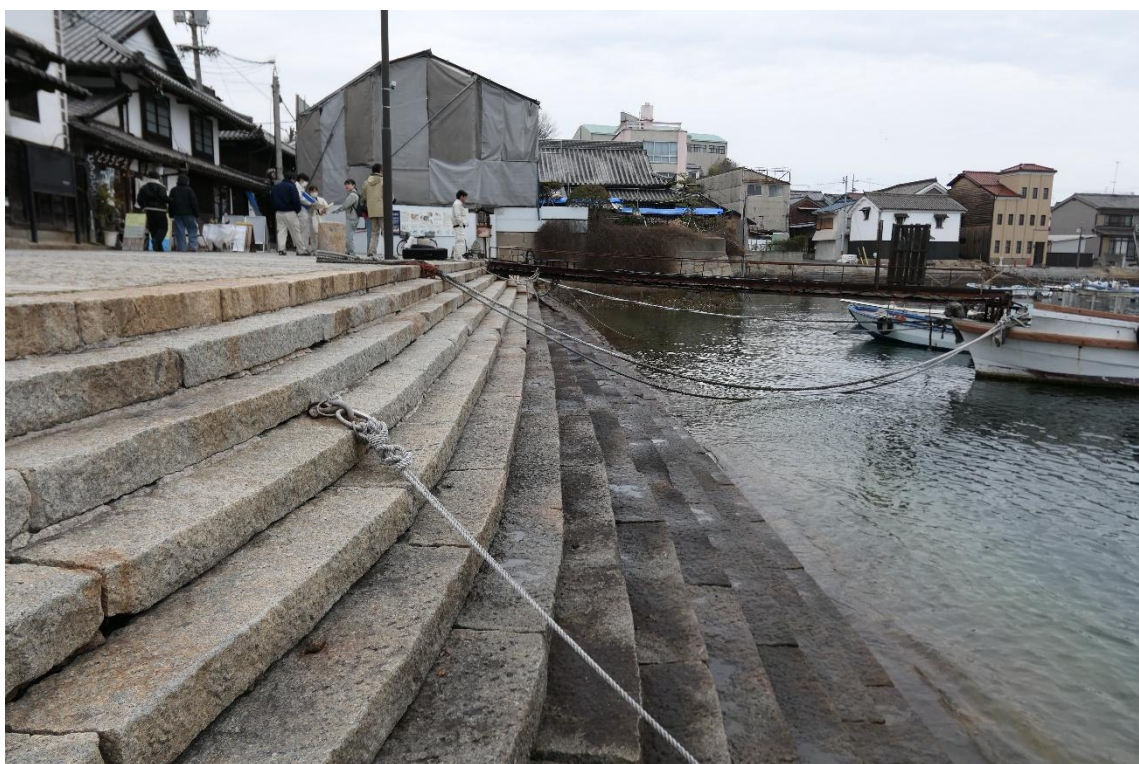
(国土地理院地図 電子国土 Web に加筆)



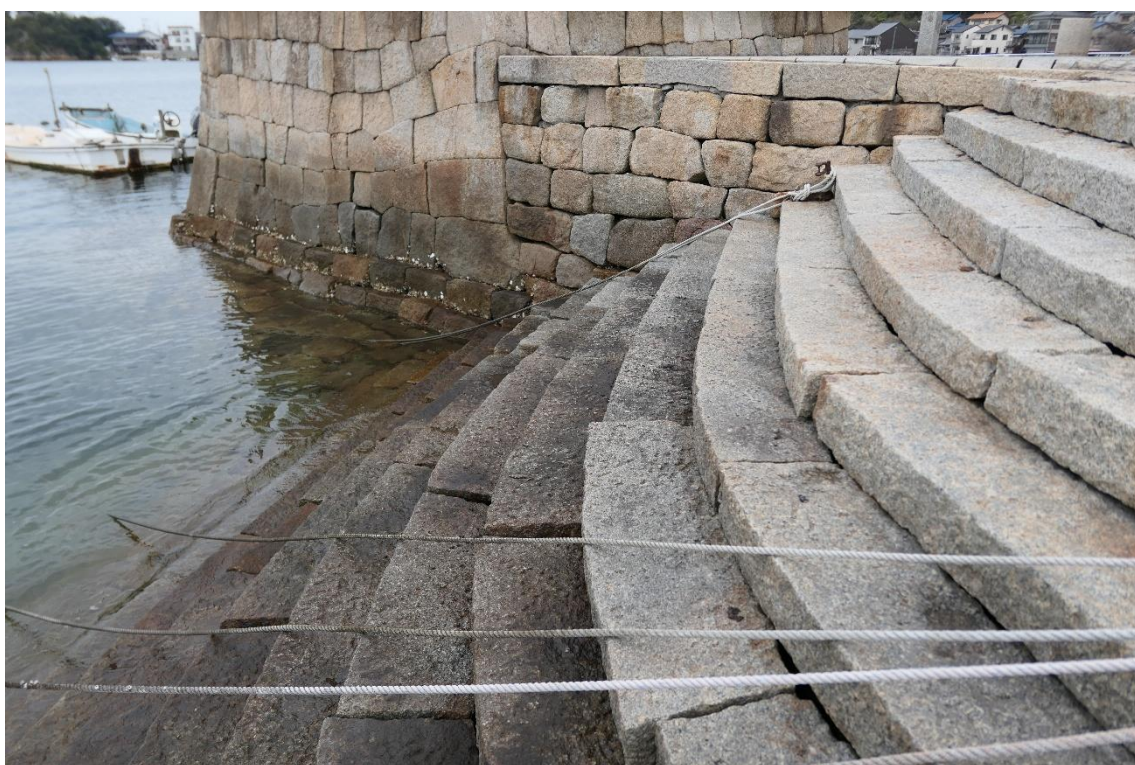
(国土地理院地図 電子国土 Web に加筆)



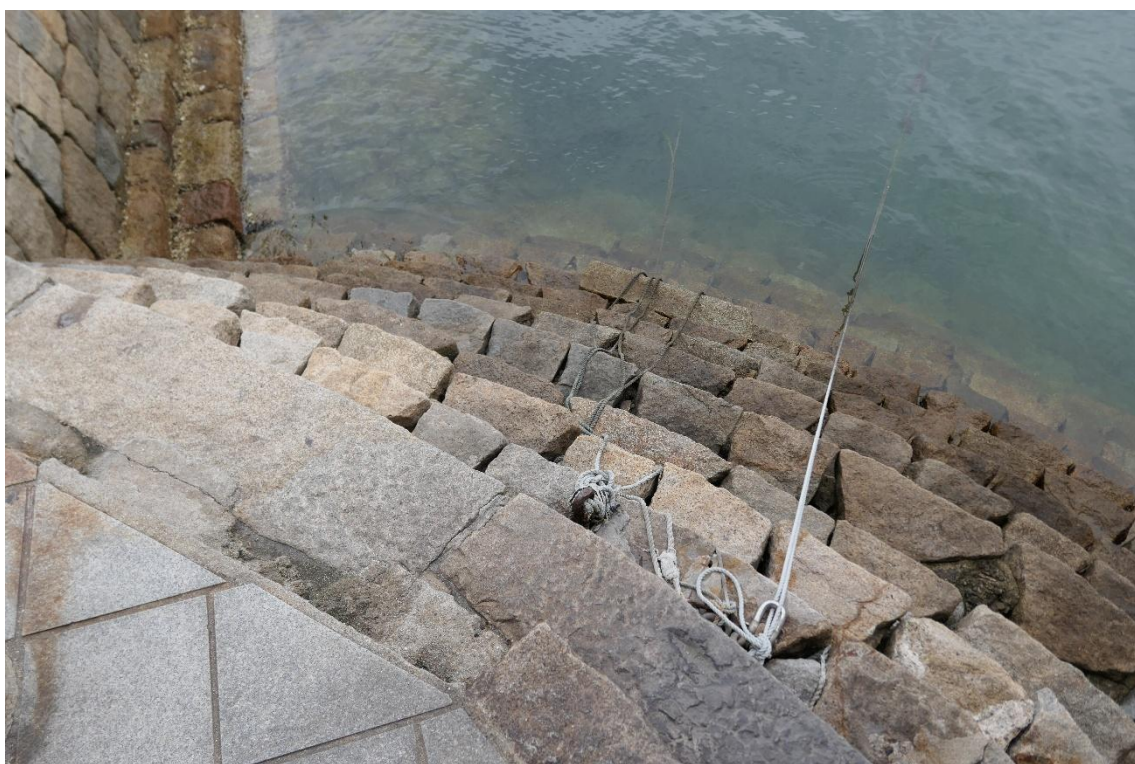
業務場所（鞆港湾施設跡大雁木）



業務場所（鞆港湾施設跡大雁木）



業務場所（鞆港湾施設跡大雁木）



業務場所（鞆港湾施設跡大雁木）